

後期高齢者医療特別会計

会計	後期高齢者医療特別会計		
施策の大綱	まちづくりの目標(章)	施策分野(節)	施策
	第2章 共生共感都市	08 社会保障	01 国民健康保険制度を適正に運用する
事業：後期高齢者医療特別会計			整理番号 1503
目的	後期高齢者医療の便益を増進するため、被保険者証の引渡し等各種申請や届出の受付など窓口業務を行う。被保険者から保険料を徴収し、後期高齢者医療制度の財源の約1割を賄う。後期高齢者医療に関する費用に充てるため、繰入金及び保険料その他の徴収金を大阪府後期高齢者医療広域連合に納付する。		
目標	後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運用		

評価

		平成27年度	平成26年度
総合評価	B	事業目的達成のため、適正な手段・経費で当事業を実施した。	総合評価
	妥当性 A		—
	効率性 A		—
	有効性 B		—
施策に対する貢献度	A	後期高齢者医療制度を適正に運用した。	施策に対する貢献度
今後の方向性	後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運用。		

事業費(決算額)・財源

		平成27年度	平成26年度	増減
事業費(決算額) (千円)		1,673,180	1,610,102	63,078
財源内訳	一般財源 (千円)	259,783	243,530	16,253
	国府支出金 (千円)	0	0	0
	地方債 (千円)	0	0	0
	その他特定財源 (千円)	1,413,397	1,366,572	46,825

コスト情報・従事職員数

		平成27年度	平成26年度	増減
総コスト (千円)		1,700,971	1,637,283	63,688
内訳	事業費(決算額) (千円)	1,673,180	1,610,102	63,078
	人件費 (千円)	27,791	27,181	610
	公債費 (千円)	0	0	0
参考	一人あたり (円)	15,600	14,826	774
	世帯あたり (円)	35,973	34,601	1,372
	職員数 (人)	3.80	3.10	0.70
	再任用職員数 (人)	0.60	0.20	0.40

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするために、国民皆保険を堅持しつつ、増大する医療費を安定的に賄う、持続可能な制度を構築することを目的とし、そのうえで現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度となるように、平成20年4月から、老人保健制度にかわる独立した医療制度として創設された。

この制度は、財政基盤の安定化を図るため、都道府県単位ですべての市町村が加入して設置する後期高齢者医療広域連合が運営主体となっていくこととされ、大阪府では「大阪府後期高齢者医療広域連合（平成19年1月17日設置）」が運営している。

本市では、高齢化がさらに進み、特に人口に占める後期高齢者の構成比が上昇し続け、平成32年度末では、前期高齢者よりも割合が高くなり、平成37年（2025年）には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上を迎えることで、急増が予想される。

後期高齢者医療窓口事業

広域連合では、後期高齢者医療事務（被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等）を行い、本市では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付などの窓口業務を行った。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき設置し、主に保険料の収支（徴収及び広域連合への納付）並びに管理的経費を計上するものである。

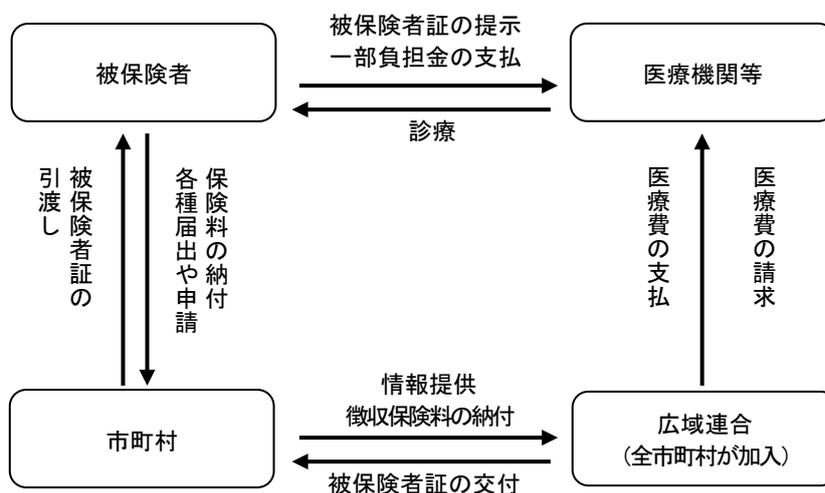
平成28年3月末 被保険者数 15,127人（自己負担1割 14,030人、3割 1,097人）

1. 後期高齢者医療窓口事業

後期高齢者医療制度の運営全般は、大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行い、各種申請や届出の受付などの窓口業務を市において次のとおり行った。

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- 後期高齢者医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し及び返還の受付
- 保険料に関する申請の受付

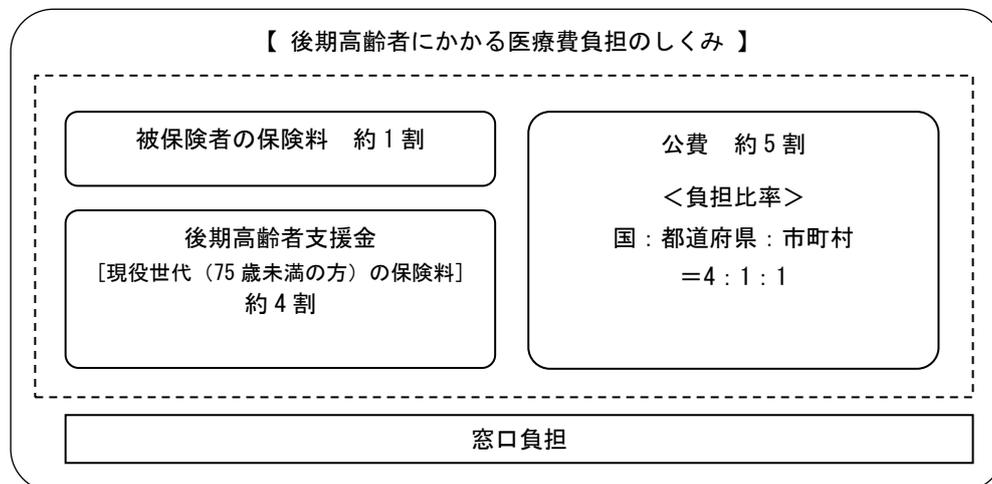
2. 制度のしくみ



後期高齢者医療保険料徴収事業

1. 後期高齢者医療保険料徴収事業

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々の医療を国民皆で支えるしくみであり、医療にかかる費用のうち、窓口負担を除く部分について、公費（約5割）、現役世代（75歳未満の方）からの支援金（約4割）、被保険者からの保険料（約1割）によって負担した。



後期高齢者医療制度の財源のうち、約1割は、被保険者から徴収される保険料で賄われる。保険料は、広域連合が被保険者個人単位で賦課し、市が徴収した。保険料は所得に応じて賦課される「所得割」と受益に応じて等しく賦課される「被保険者均等割」により構成されており、さらに低所得者等への軽減措置が設けられている。保険料の徴収は、主に年金からの特別徴収により次のとおり行った。

(1) 現年度分

区 分	調定額	収納額（還付未済額含まない）	収納率
特別徴収分	854,965,417円	854,965,417円	100.00%
普通徴収分	557,525,454円	550,854,475円	98.80%
計	1,412,490,871円	1,405,819,892円	99.53%

(2) 過年度分

区 分	調定額	収納額（還付未済額含まない）	収納率
特別徴収分	0円	0円	—
普通徴収分	12,296,680円	5,624,559円	45.74%
計	12,296,680円	5,624,559円	45.74%

後期高齢者医療広域連合納付金

1. 後期高齢者医療広域連合納付金

大阪府後期高齢者医療広域連合規約第 17 条に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、高齢者の医療の確保に関する法律第 105 条に定める市が納付すべき額（市が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）を納付した。

(1) 保険料市町村負担金 1,407,833,479 円

(2) 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 245,923,134 円

低所得者や被用者保険の被扶養者の保険料軽減部分に係る財源を大阪府と市が 3 : 1 の割合で負担し、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れた後、広域連合に納付した。